

2023 年 4 月 4 日発行

パークタウン五領第 6 団地管理組合

管理組合広報

2022 年度第 11 号



<目 次>

- ① 定例理事会報告
- ② 委員会報告
- ③ その他

発行責任者 理 事 長 ■■■■■

編集責任者 副理事長 ■■■■■

管理事務所 住 所 埼玉県東松山市五領町 13-1
電 話 番 号 0493-25-1929
管 理 組 合 ホームページ <https://www.parktown-goryo6.com/>
管 理 組 合 メールアドレス ■■■■■
規約・細則 ログイン ID : ■■■■■ パスワード : ■■■■■
理 事 会

管理組合ホームページ
QR コード



組合員及び居住者各位

パークタウン五領第6団地管理組合 理事会

春の温かさも感じられるようになり、春を告げる梅やつくしと言った、花や春草が芽吹いてきました。寒い時期から温くなるこの季節の境目は、体調を崩す方も多いと思います。「つくし、たんぽぽの若葉、よもぎ」3月に芽吹くこの3つは身体の厄を落とす旬の食べ物だそうです。

さて、管理組合の業務も総会の準備や議案作成、来年度への引継ぎなど佳境を迎えています。引き続き組合員のために尽力して参りますので、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

広報の掲載事項について、ご意見、ご要望、ご質問等ございましたら、各棟役員、管理事務所窓口、e-mail等を通じて理事会にお伝えください。ご質問等には可能な限りお答えしたいと存じます。また、管理組合のホームページに広報バックナンバーや役立つ情報を掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

管理組合事務所カレンダー

窓口業務時間 原則 月～金 9:00～16:00 (12:00～13:00 は昼休み)

第2・第4金曜日 13:00～17:00 (□)

第2・第4土曜日 9:00～12:00 (○)

日曜・祝日はお休みです (祝日でなくてもお休みは赤字です)

2023 年 4 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2023 年 5 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

JS 緊急事故受付センター (水漏れ、配管の詰まり等 24 時間 365 日受付)

(電話) 0570-002-004 一部 IP 電話等でつながらない場合は 048-839-0901 へ
対応によっては個人負担となる場合があります。

<定例理事会報告>

2023年3月19日（日）9：00～12：00 市民文化センター

出欠：出席 理事長、副理事長2名、理事13名、監事2名、欠席 2名

（1）管理事務月次報告（対象期間 2023年2/1～2/28）

- ・窓口来客者数 177件
- ・入居・転居数 0件（総戸数238戸）
- ・来客用駐車場利用状況 62件（設置台数10台）
- ・給水点検 2/9・2/20 良好
- ・採水点検 2/20 適合
- ・リフォーム申請 0件
- ・秩序維持に反する違法行為・クレーム等発生件数 0件
- ・団地内巡回 20回（異常なし）

会計報告

- ・組合費 (収入) NTT 電力使用料他 ■■■■■ 円
未収入金 ■■■■■ 円（4件）
(支出) 共同電気料金 ■■■■■ 円、共同電球費 ■■■■■ 円
共同水道費 ■■■■■ 円、会議費 ■■■■■ 円他
- ・修繕費積立金 (収入) 未収入金 ■■■■■ 円（4件）
(支出) 長期修繕計画策定費 ■■■■■ 円
- ・棟別修繕費積立金 (収入) 未収入金 ■■■■■ 円（4件）
(支出) なし

未収入金管理状況

- 1ヶ月滞納者 2名
- 2ヶ月滞納者 1名
- 27ヶ月滞納者 1名

（2）各担当業務報告（報告対象期間 2023年3/1～3/31）

総務

- ・広報第10号の発行を行いました。
- ・3/26に新役員候補者向け説明会が行われました。
- ・事務所保管書類に保管期限の明示を行いました。

営繕環境

- ・3/26に（3年に1回の）駐車場移動を行いました。
皆様、移動の協力ありがとうございました。

(3) 理事会報告及び審議(3/19)

報告事項

- ・次年度新役員候補者説明会スケジュールと2024年度順位表について
- ・管理事務所前の掲示板補修について
- ・3号棟南側植栽の捕植について
- ・バイク置場新規設置について組合員からの意見、その対応について
- ・植栽アンケート結果について
- ・総会に向けた今後のスケジュールについて

審議事項

- ・特別負担金未払者への裁判申し立て手続きについて
→賛成多数で手続き、申立代理人（司法書士）、費用を承認しました。
- ・2023年度定額業務委託費（うち清掃業務委託費）の改定について
→賛成多数で提案通り2年度にわたり段階的な値上げを承認しました。

規約整備委員会 ■■■委員長より

- ・特別負担金の請求等に関する細則について、詳細な説明をしてもらいました。

<委員会活動報告>

長期修繕計画専門委員会 (3/5)

- ・長期修繕計画の工事項目とシミュレーション（暫定）3回目の確認
- ・長期修繕計画説明会についての確認

※長期修繕計画の組合員への説明会を文化センターにて4月23日(日)に開催予定です。
詳細は決まり次第ご連絡致します。

規約整備委員会 (3/5)

- ・総会議案の原稿案（答申書をもとに作成したもの）、並びに委員会活動報告の原稿案の確認と修正。

IT委員会 (3/19)

- ・サーバー運用状況（2月） HP アクセス数 1,783件
- ・階段掲示物・広報 ホームページ掲載 2件
- ・IT委員会議事録ホームページ掲載に向けての最終確認
- ・ITオペレーティング・チームの運用規則の細則化（改正案）の確認
- ・総会議案書掲載事項確認（委員会活動報告・次年度活動計画）

<その他>

●2023 年度自転車・バイク駐輪場ステッカー更新について

駐輪場を使用される方は 4/3～5/1 の期間でステッカー購入をお願いします。

A 自転車 ■■■ 円、B 50cc 以下のバイク ■■■ 円、C 51cc～250cc ■■■ 円

D 251cc 以上 ■■■ 円

※C、D の 51cc 以上のバイクのステッカーは 5 月 1 日から販売いたします。また、置き場は屋根なし駐輪場となります。詳細については該当する方にご連絡致します。バイク用ステッカー申込みの際は『登録ナンバー』の申告をお願いします。駐輪場申込書は管理事務所窓口でお渡しします。

●各委員会委員および IT オペレーティング・チーム委員の募集について

【長期修繕計画専門委員、規約整備委員、IT 委員、IT オペレーティング・チーム委員】
2023 年度の上記委員を以下のとおり募ります。

任 期：理事会が任命した日から 2024 年 5 月末日まで、チーム委員は、第 1 回活動日から 2024 年 5 月末日まで

募集期間：2023 年 4/4（火）～4/28（金）

開催日時（今年度）：

長期修繕計画専門委員会 第 1 日曜日 13：30～

規約整備委員会 第 1 日曜日 17：00～

IT 委員会 第 3 日曜日 17：00～

管理事務所に申し出て下さい。（届出用紙があります。）

●2024 年度の役員順位について

2023 年度役員候補者が決定しました。つきましては 2024 年度以降の各棟の役員順は以下のとおりとなります。

※下記表の就任年度は予定です。役員就任拒否（特別負担金支払い）を選択された住戸がある場合は就任時期が早まります。

年度	1号棟	2号棟	3号棟	4号棟	5号棟	6号棟	7号棟	8号棟	9号棟	10号棟
2024	105	503	201	101	504	102	405	404	101	206
2025	303	402	203	501	106	504	402	302	402	401
2026	202	204	503	103	305	404	502	502	204	106
2027	204	504	104	104	401	301	303	501	403	303
2028	504	304	502	503	105	403	406	103	302	406

●ワーキンググループについて

2022 年 9 月 26 日公募によってメンバーが決まり、以降 1～2 回/月の頻度で集まりをもってきました。検討してきた項目は、役員順位、就任頻度、任期、監事、特別負担金など。参加メンバーは以下のとおりです。

- ・■■■さん (■■■)
- ・■■■さん (■■■)
- ・■■■さん (■■■)
- ・■■■さん (■■■、理事、事務局)

●通常総会日程について

第 33 回通常総会を 5/28（日）午後には市民文化センターで開催します。詳細は決まりましたら、階段掲示等でお知らせします。是非ご出席ください。

（こぼれ話）

桜はバラ科サクラ亜科サクラ属の落葉広葉樹です。さくらんぼの実になるセイヨウミザクラや鑑賞用で日本でも有名なソメイヨシノなど 300 種類以上の品種があると言われております。ドイツ、フランス、西アフリカ、日本、中国、アメリカ、カナダなど世界中で植樹されています。

桜の幹は家具や建材、皮は茶筒の装飾用や咳止めの漢方薬として、葉や花は和菓子や食用として用いられております。桜はとても変異しやすく、受粉などで木の特性が変化してしまうため、交雑種が非常に多い樹木です。

日本では「古事記」や「万葉集」にも桜についての記載があり、春を象徴する植物として親しまれてきました。平安時代に嵯峨天皇が桜を観賞しながら宴会を行う「花見」を行い、安土桃山時代には豊臣秀吉が武士 5 千人以上を集め「吉野の花見」を行ったエピソードもあります。

日本の桜の 8 割を占める品種の「ソメイヨシノ」は、「オオシマザクラ」の雑種交配で生まれた園芸品種で、江戸時代末期に東京の染井村（現在の豊島区駒込付近）で、植木職人が売り出したものが、全国に広まったとされています。吉野山のヤマザクラと混同される事が多いですが、全くの別品種です。

近隣では上沼公園や下沼公園などでライトアップされており昼夜鑑賞できます。当団地内にも大きな桜の木があるので、ぜひ散策してみてください。

（表紙写真は、百穴土手のもの）



<ご存じでしたか？>

令和 4 年 4 月 1 日から民法が改正され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に変更になりました。これにより 18 歳から選挙権が与えられ、親の同意なしに様々な契約が結べるようになりました。ただし、お酒やたばこ、競馬などの公営ギャンブルは今まで同様 20 歳以上です。また、女性が結婚できる最低年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられました。

令和 5 年 4 月 1 日から改正道路交通法の施行により、令和 5 年 4 月 1 日より自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されます。同乗する児童や幼児にも着用の努力義務が課せられます。罰則はありませんが、事故の 7 割が頭部致命傷で、ヘルメットを着用することで死亡率が 2.3 倍低下するとのデータがあり、着用をお勧めします。



警察庁・総務省ホームページより抜粋